

当組合はキャッシュレス・消費者還元事業へ参画しています

宮崎県南部信用組合

キャッシュレス・消費者還元制度とは・・・

消費喚起の後押しと、キャッシュレス化の推進を目的に経済産業省が主体となって実施する補助金制度。

2019年10月より、制度対象店舗でキャッシュレス決済を利用すると、ご利用額の5%もしくは2%が還元される。

※ 制度対象店舗によって還元率が異なります。

還元対象期間（予定）	2019年10月1日（火）～2020年6月30日（火）
還元対象サービス	Jデビットカード ※当組合発行のキャッシュカードを利用して商品の購入等を行うサービス。商品購入等を行った際に即時に利用者の預金口座から代金の引き落としが行われる。 ※当信用組合の普通預金（総合口座含む）等のキャッシュカード（別紙参照）をお持ちの利用者が取扱可能（カード発行費用（初回）および年会費は不要）。
還元するポイント	J-Debit ポイント ※他のポイントへの交換は不可。 ※還元時に1ポイントを1円に自動的に交換する。
還元方法・時期	利用金額に応じたポイントを1か月ごとに取りまとめ、当該ポイント相当額を取引のあった翌月（もしくは翌々月）に利用者の預金口座に振り込みする。
還元上限額	15,000ポイント/月
還元の確認方法	取引明細（通帳明細）で〇月分としてx x x円の本サービスの消費者還元事業ポイントが入金されたことを記載（通帳印字例） 取引内容：JD△MM△ｼﾞｬｯｼﾞｬｶﾞﾝﾞﾞｷﾞょ お預かり金額：x x x円 JD：Jデビットを表す MM：取引月 △：スペース
還元に係る制約事項	ポイント還元を行うタイミングで、すでに解約済みの口座には（口座が存在しない場合）は、ポイント還元を行わない。

≪信用組合問い合わせ窓口≫

担当部署：業務統括部

受付時間：9:00～17:00

（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

電話番号：0987-27-3005

電子メール：gyomutoukatsu@m-nanbu.co.jp

Jデビットカードサービスが利用可能な主なキャッシュカード

・普通預金カード

